

介護分野外国人就職支援事業 業務委託仕様書

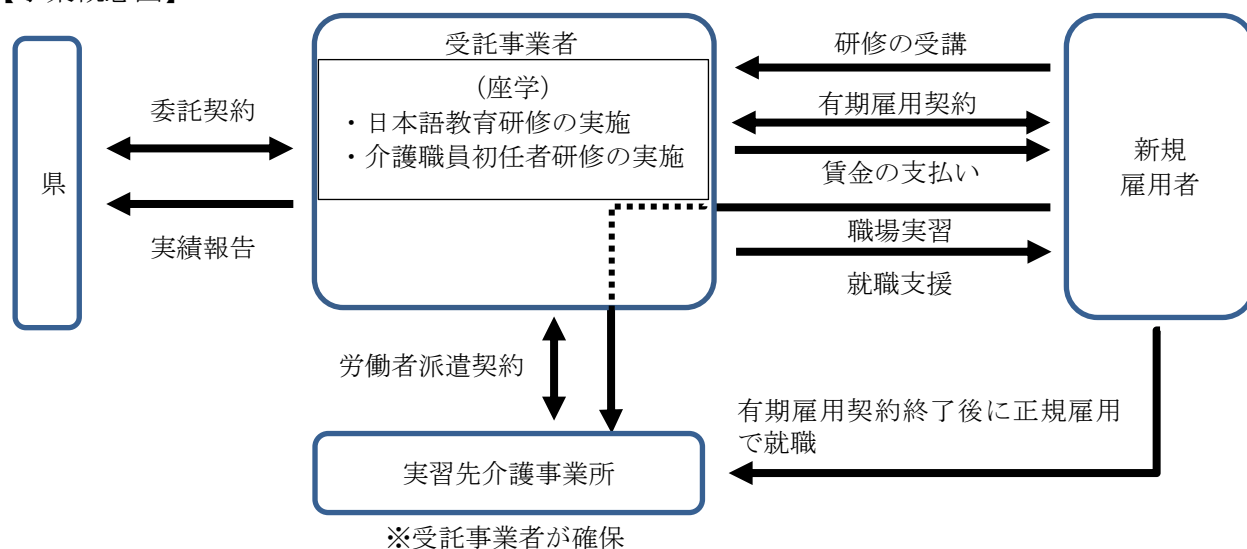
1 委託事業名

介護分野外国人就職支援事業

2 事業の目的

急速な高齢化の進展といった社会情勢の変化などにより、不足する介護人材の就労を促進するため、介護職への就労を希望する定住外国人を雇用し、日本語教育研修と介護職員初任者研修を受講させ、介護事業所等で活躍する人材として必要な知識・技能を習得させるとともに、介護事業所へ紹介予定派遣により職場実習を行い、事業終了後は、原則として、当該雇用者と実習先介護事業所との間に雇用期間の定めのない雇用契約が結ばれるよう支援する。

【事業概念図】



※介護職員初任者研修は、県から指定を受けた介護員養成事業者が介護職員初任者研修として実施。
(受託者が介護員養成事業者である場合は、受託者で実施することも可。また、通信教育を活用した受講も可とするが、その場合は、受講時間、受講場所を受託事業者が確保するものとする。)

3 委託業務内容

(1) 定住外国人の雇用

ア 新規雇用対象者

受託事業者において次のいずれにも該当する者（以下「新規雇用者」という。）を雇用すること。

- (ア) 現在失業中の定住外国人。
- (イ) カタカナ・ひらがなでの読み書き、一定程度の日常会話が可能な日本語能力を有している者。
- (ウ) 介護職員初任者研修又は同等以上の資格を保有しておらず、かつ当該資格に係る研修を受講中でない者。
- (エ) 介護職として県内介護事業所等へ就職を希望する者。

イ 雇用条件

- (ア) 新規雇用者数
20 名
- (イ) 雇用期間
5 か月間

(ウ) 労働条件

- a 勤務日数は1月20日程度とすること。
- b 勤務時間は、原則として1日当たり8時間以内とし、1週間当たり40時間以内とすること。
- c 賃金は時給とし、座学研修は時給1,367円程度、職場実習は時給1,449円程度とすること。
- d 通勤手当を支給すること。
- e 社会保険及び労働保険に加入すること。
- f 実習期間中やむを得ず、夜間勤務等を行う場合は、適切に手当を支給すること。
- g 勤務時間を始めとする労働条件等については、労働基準法及びその他雇用に関する法令等を遵守すること。賃金は、地域の最低賃金以上とすること。
- h 受託事業者の就業規則に従って雇用すること。

(2) 日本語教育研修

受託事業者は、新規雇用者に介護事業所等で必要とされる日本語教育研修を受講させること。

(3) 介護職員初任者研修

受託事業者は、新規雇用者に介護員養成研修事業者の指定を受けた事業者が行う、介護保険法施行規則第22条の23第1項で規定する研修課程（介護職員初任者研修課程）を受講させること。

通信制による研修を受講させる場合には、集合研修とし、受託事業者が勤務先として指定した場所で行うこと。また、講師を確保し、新規雇用者に対し効果的な支援を行うこと。

なお、研修に当たっては、新規雇用者が定住外国人であることを配慮すること。

(4) 職場実習研修

ア 職場研修の条件

受託事業者は、職場実習先とする介護事業所と労働者派遣契約を締結した上で、新規雇用者を派遣し、職場実習※を2か月以上実施すること。（※実習先介護事業所の指揮命令の下で就業する形態）

本事業において、受託事業者は、新規雇用者を実習先介護事業所に派遣することにより、実習先介護事業所から利益を得ることはできない。

イ 実習先

県内の介護事業所（介護福祉士国家試験受験資格の実務経験の範囲に該当する所（介護老人福祉施設、介護老人保健施設及び介護療養型医療施設等））とすること。

受託事業者は、実習先介護事業所について、労働保険の加入など、諸法令を遵守していることを確認するとともに、実習後、正規雇用することに意欲的な事業所を選定すること。

また、受託事業者は、経営を実質的に支配することが可能な介護事業所を実習先として選定しないこと。

ウ 職場実習研修の留意事項

新規雇用者を派遣するにあたっては、実習先介護事業所について十分説明の上、本人の希望、適性等を勘案し、派遣期間終了後に正規雇用へ結びつくよう、適切なマッチングを行うこと。

また、実習先介護事業所が求人数以上の新規雇用者を受け入れることが無いよう配慮すること。

(5) 就職支援

受託事業者は、新規雇用者が職場実習期間終了後に正規雇用として就職できるよう個別に支援すること。

受託事業者は、実習先介護事業所等での正規雇用に至らなかった新規雇用者に対して、委託期間が終了するまでの間は継続して就職支援を行うこと。

(6) フォローアップ

受託事業者は、新規雇用者に対し、最適なフォローアップ（日本語教育研修の状況把握、介護職員初任者研修の受講状況把握、職場実習の状況把握・調整、新規雇用者からの相談等）を実施すること。

(7) アンケートの実施

受託事業者は、新規雇用者及び実習先介護事業所にアンケートを実施し、集計表とあわせて県に提出すること。

(8) 受託事業者が整備する書類

ア 会計書類

受託事業者は、本事業に係る会計関係帳簿類や支出内容を確認することができる証拠書類（契約書、請求書、領収書等）を他の会計と区分して整備すること。

イ 雇用関係書類

受託事業者は、新規雇用者に係る労働者名簿、賃金台帳、出勤簿、従事（研修）記録や新規雇用者の履歴書などの労働・研修関係帳簿類を整備すること。

ウ 書類の保管

受託事業者は、本委託事業に係る書類について、本事業が終了した年度の翌年度から起算して5年間、県の求めに応じていつでも閲覧や写しの提出に供することができるよう保管すること。

4 新規雇用者の募集及び採用選考

募集に当たっては、募集チラシの作成・配布、求人誌掲載等による公開募集とし、広く募集を行うこと。

応募者に対しては、事業内容、雇用条件等の詳細を周知し、その上で面談等により雇用者を選定すること。

なお、選定にあたっては、在留資格認定証明書による在留資格の確認、本人に履歴書を提出させるなどにより、失業中であることの確認及び介護関連資格取得状況を確認すること。

5 事業目標

受託事業者は、当事業の実施にあたり、以下目標の達成に努めること。

(1) 新規雇用者の介護事業所等での就職率 85%以上

(2) 就職者のうち正規雇用での就職者率 就職者数の40%以上

※ 未達成となった場合は、その理由等を分析すること。

6 委託費

(1) 人件費（新規雇用者に係る人件費）

新規雇用者に支給する下記の人件費について支払う。

なお、人件費の委託金額は33,382,266円を上限とする。

ア 賃金

欠勤等、従事していない分については減額すること。

実習期間中やむを得ず、夜間勤務等を行う場合は適切に手当を支給すること。

イ 通勤手当（受託事業者の社内規定等により支給）

ウ 社会保険及び労働保険に係る事業主負担分

エ 上記（通勤手当は、税抜後の額）に係る消費税10パーセント相当額

(2) 訓練実施経費

訓練実施に必要な経費として（1）以外の経費について、訓練実施経費として支払う。

なお、訓練実施経費の委託金額は14,300,000円を上限とする。

受託事業者は訓練実施に必要な個々の経費の積み上げによる実費により、訓練実施に係る新規雇用者1人当たりの月額単価を算出すること。

【経費の例】

- ・ (1) 以外の既存社員の人件費
- ・ 参加者募集、実習先介護事業所の確保、各フォローアップ等に必要な旅費
- ・ 募集チラシ印刷費、求人誌掲載費、事業説明会会場費等の参加者募集費 等

【対象外経費の例】

- ・ ハード面の経費（施設等の設置又は改修に必要な経費、土地、建物等を取得するための費用）
- ・ 国及び地方公共団体から補助金、委託費、助成金、人件費等が支給される経費や利用者から費用を徴収している経費
- ・ 個人や企業の所有物となる物の購入費（作業服の支給、訓練用のパソコン購入費など）
- ・ 生活費の補助等を目的とした個人への奨励金の支給経費
- ・ 当事業に関係のない保険（生命保険等）が組み込まれた保険料
- ・ その他事業に必要でない経費

（３）委託費の支払い条件

ア 人件費

勤務状況に応じて支給される実費について、人件費の委託金額を上限として支払う。

イ 訓練実施経費

新規雇用者の受講状況に応じて、訓練実施経費の委託金額を上限として支払う。

訓練実施経費支払額は、新規雇用者 1 人当たりの月額単価に訓練実施月を乗じた金額とし、途中退職等により受託者と新規雇用者の雇用契約が解除等となった場合には減額する。

7 その他

- (1) 契約は、概算契約（支払い金額の上限）であり、委託料は事業終了後、実績報告に基づき精査した上で支払金額を確定する。
- (2) 受託事業者は、委託業務の進捗状況を適宜、県に報告し、調整を図ること。
- (3) 受託事業者は、委託業務の実施にあたって、仕様書に記載のない不明確な点については、県と協議すること。
- (4) 本事業は、国の交付金を活用した事業であるため、会計検査院の实地検査等が行われる際、受託事業者は協力すること。
- (5) 本事業の委託費と同一の事由により支給要件を満たすこととなる各種助成金、委託事業、補助金のうち、国又は県が実施するものと併給することはできない。
- (6) 契約期間中に県から報告を求められた時は資料の提出に対応すること。

8 定住外国人の定義

本事業での定住外国人とは、身分又は地位に基づき在留する外国人（就労活動に制限がない外国人）であり、以下の者とする。

- (1) 日本人の配偶者等（日系二世）
日本人の配偶者、日本人の特別養子、日本人の子として出生した者
- (2) 永住者の配偶者等
「永住者」の在留資格をもって在留する者の配偶者、特別永住者の配偶者、「永住者」の在留資格をもって在留する者又は特別永住者の子として日本で出生し、出生後引き続き日本に在留する者
- (3) 特別永住者
日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法第 2 条に基づく法的地位を有する者
- (4) 永住者
法務大臣が永住を認める者

(5) 定住者

日本人の子として出生した者の実子（日系三世）、「日本人の配偶者等」の在留資格もって在留する者で日本人の子として出生したものの配偶者（日系二世の配偶者）、日系二世である「日本人の配偶者等」の在留資格をもって在留する日本人の子として出生した者の配偶者等（日系三世の配偶者）